

第6回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が8月31日(火曜日)13時から厚生労働省の講堂で開催された。



今回の議事は、「障害者総合福祉法(仮称)の論点について」であり、内容は次のとおりである。

冒頭、山井政務官の挨拶と障害者支援の総合的な推進のための平成23年度予算概算要求内容の説明が行われた。また、部会長から障害者自立支援法訴訟の基本合意文書に至る経緯と文書の5項目の説明が行われた。

その後、審議に移り今回は、「障害者総合福祉法(仮称)」の論点のうち「D 支援(サービス)体系について」、「E 地域移行について」及び「F 地域生活の資源整備について」の3つの論点が議論された。

審議の進め方は、各委員が提出した意見を事前に取りまとめ、特に議論が必要なポイントを副部会長が報告(論点D、E、Fについて8月31日に議論していただきポイント参照)。また、現在の制度の状況等(資料2)を厚生労働省が説明し、その後議論を行った。

「D 支援(サービス)体系について」では、地域で普通に生活を続けられようシームレスな支援が必要であり、利用者の立場から考えたシンプルで分かりやすく使いやすいものに、また、パーソナルアシスタントサービスの範囲の定義を明確にする必要があるなど意見や医療ケアが必要な者に対する対応などについての発言があった。

就労の面では、自治体における障害者の雇用率が低いこと、また、仕事に就けない障害者があることから抜本的な対応が必要であるとの意見や障害者の雇用や障害者の働く権利を求める法律をきちんと整備すべきであり、議論の場として部会を設けて検討する必要があるなどの発言があった。

「E 地域移行について」では、地域移行については、地域の受け皿がなく進んでいない、特別なプロジェクトも必要ではないか。また、相談員やスタッフなど現場の人材育成

も重要、地域移行ありきではなく、受け皿をどういうふうに整備していくが大切などの意見があった。

「F 地域生活の資源整備について」では、自立支援協議会が議題に上り、賛否両論の意見がある。有効ではあるがさらに補強が必要、地方自治体の人だけでは難しく、事業者や当事者にも力量がないと難しいなどの発言があった。

なお、委員から多くの発言があり、審議時間の関係から発言できなかった委員については、別途文書で意見を提出することとされた。

最後に、部会長から3点の報告、提案が行われた。

第1は、「作業チームの位置付け及び運営について」(追加資料参照)及び『「部会作業チーム」(追加資料参照)の役割と運営について(案)』が示され、今後の「業務チーム」において論点項目別に意見の取りまとめが進められることとなった。

第2は、全国障害・者実態調査(仮称)に関する試行調査を10月には決めたい。

第3は、「施設入所者・入院患者の調査についての話し合い」(追加資料参照)の実施で、了承が得られれば参加者の呼びかけを行う。(実施の方向で了承された。)